令和元年度青森県循環型社会形成推進委員会議事要旨

- **1 日 時** 令和元年10月7日(月)10:00~12:00
- 2 場 所 青森国際ホテル 本館3階「孔雀の間」
- **3 出席者** 青森県循環型社会形成推進委員会委員 13名 県関係課職員 10名

事務局 11名

※ 氏名については、出席者名簿のとおり 当日、松野委員が都合により欠席

4 概要

- (1) 開会
- (2) 太田環境生活部次長あいさつ
- (3) 委員長選任及び副委員長の指名

委員長には、委員会設置要綱の規定に基づき、委員の互選により内山委員が選任された。

副委員長は、委員会設置要綱の規定に基づき、内山委員長が庄司委員を指名した。

(4)議事

① 一般廃棄物の現状について

事務局から資料1及び参考資料1により説明を行った。

また、事前質疑が提出されていた内容に関して、当日配布資料及び以下のとおり 回答した。

- 〇 事前質問6関係(回答:環境政策課)
 - 問 資料1、表2及び表4のリサイクル率は行政回収分の集計結果だと思うが、 民間回収分について事業者に聞取調査を行い集計することは可能か。平成29 年度に引き続き民間回収分を含めたリサイクル率算定を検討いただきたい。
 - 答 民間分を含めた実態調査は、今後も継続して数字を把握していきたい。また、 国の調査では、この分が反映されていないので、実態に合わせた数字として、 今後、民間回収分も含めたリサイクル率の数字も見ていきたいと考えている。
- 事前質問10関係(回答:環境政策課)
 - 問 資料1別紙、蓬田村の事業系一般廃棄物量が多いが廃棄物の内容は。また、 リサイクル率が高い理由を教えていただきたい。
 - 答 地元の産業として盛んなホタテ養殖の養殖残さが事業系廃棄物に含まれる という特殊要因により、突出して排出量が多くなっている。一方、排出された 養殖残さを堆肥として有効利用しており、リサイクル率は64.6%と県内1 位である。

② 産業廃棄物の現状について

環境保全課から資料2により説明を行った。資料の誤記修正については別添正誤表のとおり。

また、事前質疑が提出されていた内容に関して、当日配布資料及び以下のとおり回答した。

○ 事前質問11関係(回答:環境保全課)

- 問 産業廃棄物処理業のうち処分業者が減少しているが、その理由は。
- 答 原因は特に把握していないが、特に極端に減っているわけではなく、許可業 者数全体としては少しずつ増えている状況である。

O 事前質問13関係(回答:環境保全課)

- 問 令和元年9月3日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知(環循規発第1909035号:災害により生じた産業廃棄物の処理の迅速化について)中、「搬入規制の廃止、緩和を可及的速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合においては、事前協議等の手続の廃止、短縮を含めた合理化、迅速化を可及的速やかに実施されたいこと。」という内容についての、県の考え方を伺いたい。
- 答 本通知は、災害により生じた産業廃棄物の処理について、事前協議制度が廃棄物処理法の趣旨・目的に反していないことを前提に、災害廃棄物の緊急的な処理の必要性を鑑みて、搬入規制の廃止や緩和を速やかに実施することや、それが困難な場合には、手続の廃止・短縮を含めた合理化・迅速化を速やかに実施することを求めるものである。

本県の事前協議制度は、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとする場合に、事前協議により当該産業廃棄物の種類、量、搬入期間等を把握することで、県外産業廃棄物の適正な処理を推進することを目的とするもので、法の趣旨・目的に反する搬入規制には当たらないことから、制度の廃止・緩和は予定していない。

しかしながら、早急な処理が必要な場合は、その緊急的な必要性を考慮して、 災害により生じた産業廃棄物に係る事前協議の手続きの合理化・迅速化につい て、個別に適切に対応していきたいと考えている。

③ 循環型社会形成に向けた県の取組状況について

事務局及び環境保全課から資料3により説明を行った。資料の誤記修正については別添正誤表のとおり。

また、事前質疑が提出されていた内容に関して、当日配布資料及び以下のとおり回答した。

〇 事前質問15関係(回答:環境政策課)

- 問 今年に入り容器包装リサイクル法改正によるレジ袋有料義務化が検討されているが、改正法が施行された場合は「レジ袋無料配布中止の推進」等の取組は継続するのか。
- 答 現在、国の制度の詳細等に不明な点があるが、レジ袋の有料化が義務づけられる場合には、県としても次のステップとして、これまでの協力店舗等と連携

しながら、県民のマイバック持参を徹底させ、有料のレジ袋利用もできる限り 削減することを目指した取組に発展させていきたいと考えている。

○ 事前質問16関係(回答:環境政策課)

- 問 古紙リサイクルセンターやオフィス町内会は特定の地区に集中的に設置されている印象を受けるが、理由を教えていただきたい。
- 答 オフィス町内会等がない八戸地区では、同じような仕組みを八戸市の古紙業者が作っていることから、県としての取組がないこととなっているもの。

○ 事前質問17関係(回答:環境政策課)

- 問 市町村との「ごみ処理最適化研修会」ではどのような研修をしているのか教 えていただきたい。
- 答 県内全域で横断的に取組を紹介する機会がなかったことから、研修会を開催して、県内の優れた取組や他県の優れた取組を県内の市町村に紹介していくことにしているもの。

○ 事前質問19関係(回答:整備企画課)

- 問 青森県が発注する公共事業からも多くの産業廃棄物が発生していると考えられ、今後、産業廃棄物の発生抑制および再利用の観点から、青森県の公共事業においても発生抑制等の取組を強化する必要があると思われるが、認識を伺いたい。
- 答 県土整備部でも、公共事業における建設廃棄物の発生抑制対策は重要と考えており、平成20年4月に策定した「青森県橋梁長寿命化修繕計画」をはじめ、公共施設の長寿命化に取り組んでいる。

また、建設廃棄物発生抑制に寄与する工法の積極的な活用についても取り組んでいる。

事前質問20関係(回答:水産振興課)

- 問 ほたて貝殻のリサイクルの取組内容として①・②があるが、リサイクル率算 定するための情報収集か。それ以外の意図するところがあるのか教えていただ きたい。
- 答 ①については、ホタテガイ貝殻リサイクル推進に向けて利活用状況を把握するための取組で、リサイクル率は、あくまでこの実績から算定したものであり、 算定そのものを目的とした取組ではない。
 - ②についても利活用を進めるための情報提供の取組である。

○ 事前質問21関係(回答:農村整備課)

- 問 ほたて貝殻を暗渠資材として活用しているようだが、具体的にどのような使 い方をしているのか教えていただきたい。
- 答 暗渠排水とは水田の地下排水のために地中に設置されるもので、資料の図は 断面図だとお考えください。

暗渠排水は、排水管とその周辺のフィルター材で構成され、フィルター材としては一般的にもみ殻が使用されているが、本県では、未利用資源の活用や、腐食に強いことから、ホタテ貝殻を近年では一般的に使用しているもの。

○ 事前質問12関係(回答:環境保全課)

- 問 PCB立入検査の年間の検査件数を教えていただきたい。処分期限まで残された時間はわずかだが、期限内に全容把握できなかった場合どのように対応するのか。
- 答 平成30年度のPCB廃棄物保管事業者への立入検査件数は164件。 また、期限までに処分が完了しない場合については、そのようなことがないよう、県として引き続き取り組んでいきたいと考えている。

○ 事前質問22関係(回答:環境保全課)

- 問 優良産廃処理業者に認定されるとどのようなメリットがあるのか。
- 答 「優良」と書かれた許可証が交付されること。インターネットなどで公表している処理業者の名簿にその旨掲載されること。許可の有効期限が通常5年間のところ、7年間と2年間延長になること。というメリットがある。

○ 事前質問24関係(回答:環境保全課)

- 問 ドローンを使用した不法投棄の監視活動の実績等を可能な範囲で教えてい ただきたい。
- 答 ドローンは現在、県庁に1台、4つの環境関係の出先機関に1台ずつの計5 台配備しており、30年度は91回運用している。

これで、不法投棄現場の全体の把握や、処理業者の事業所にどのぐらいの廃棄物が保管されているかといった、全体の状況の把握を主に行っている。

〈委員からの主な質疑及び回答〉

(田中委員)

今回、初めて民間の回収業者にアンケートしたとのことだが、県内には民間業者はどれくらいあり、アンケート回収率はどの程度だったのか伺いたい。

(事務局)

今回の調査は古紙回収業者を中心に、古紙を梱包する機械を持っている、最終的に県内の古紙が集まる事業者に実態を聞いており、正確な数字が手元にないが、20前後の業者に調査したもの。

今回初めて調査したが、調査方法について手探りの部分もあるので、毎年少しずつ改善しながら調査して参りたい。

(庄司委員)

事前協議に関して、書類について極力速やかに回答を出していただければありがたいと思っている。

資料2(6)のPCBの件について、例えば古いビル等の中にPCBが含有されている疑いのあるコンデンサーが入っていると、解体時でなければ搬出できない状況もあるので、あと3年という期限は非常に厳しいと思っている。

なので、各ビルの所有者等々にPCBについてもう1回確認していただければと思う。ビルのオーナーがビルを解体するかどうかは各個人の判断だが、5年後に解体するとなった場合は、PCBが使用されているコンデンサーは解体まで搬出できずに残ることになると思われ、現実的に処理できないという状況となると思う。こうしたことについてどうするかを県から国に打診する、残ったPCBの

コンデンサーをどうするかを聞いてもらい、検討してもらえればと思う。

(内山委員長)

法制度的にどうするかは大きい問題ではないか。私有財産を破損するわけにも いかないだろう。

(庄司委員)

最終的にはビルのオーナーの責任になるので、オーナーが決めること。

処分するにも非常に金額が高く、収集運搬業者も決められていて、頼んでもだいたい半年後ぐらいに収集に来る状況。北海道の処理施設での処理となるが、こうした状況では時期的にずれ込むことはかなりあると思う。そういう部分で、オーナーに把握しておいてもらわないとならないので、ある程度古いビルを持っているオーナーに、PCBが入っているかどうかを確認、認識してもらえるようにと思っている。

(事務局)

数年前から掘り起こし調査をしており、それで不明という回答や未回答のところについても1件1件潰しており、期限までに1件1件回ることにしている。

権限移譲されている青森市、八戸市でも同じように全部回ることにしていると 聞いている。しっかりやりたいと思っている。

(落合委員)

県は様々やっていると分かるが、参考資料1の別紙を見ると、取組の結果が出ていないところがかなりあると思われる。

例えば、県から、弘前市などに指導はしているか。参考資料3の弘前市の取組 を見ると、あまり生活系ごみのことがないと感じられる。弘前市では生活系ごみ がかなり多いように思われるが、そういうものに対しての指導など。

もう1つ、ごみ袋の有料化に関する資料が今年はないが、ごみ袋有料化は、も う全市町村に指導され、行われているのか。

(事務局)

市町村には、毎年、一部事務組合単位でワーキング会議を開催し、弘前市に限 らず各市町村に、ごみの減量やリサイクル率の向上に向けてどういう施策が可能 なのか意見交換している。

弘前市は指定袋制度を止め、違う形でごみを減らそうということで、昨年度から積極的に様々な取組を進めていると聞いている。今年の6月には、県と一緒に県のごみ減量チャレンジ980キャンペーンのキックオフイベントとして、市長も参加して県と市が一緒に取組を実施したところ。

弘前市に限らず、各市町村の取組を県も支援し、施策導入についてアドバイス していきたいと思っている。

ごみ袋有料化と指定袋制度については、現在4市町村がどちらも導入していない状況である。その中に弘前市も入っているが、各市町村の事情もあり、様々な方法でごみ減量は可能と思われるので、有料化や指定袋の導入にこだわらず、トータルとして取組を進めていただくということで、毎年、会議でも意見交換している。

③ 国の動向等について

事務局から資料4及び5により説明を行った

(5) 閉会